

# 霧島市男女共同参画計画 (後期計画)

霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画



ひと ひと  
～女と男が認め合い 支え合う 共に輝くまち～

平成25年3月



## はじめに

今日、私たちを取り巻く社会環境は、少子高齢化の急速な進行や家族形態の変化、個人の価値観・ライフスタイルの多様化など、大きな転換期を迎えています。

こうした中、霧島市が将来にわたり豊かで活力のあるまちづくりを進めるためには、男女がお互いにその人権を尊重し、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮できるよう、男女共同参画をより一層推進していく必要があります。



本市におきましては、平成 20 年 3 月に、平成 20 年度から 29 年度の 10 年間を計画期間とした「霧島市男女共同参画計画」を策定し、さらに、男女共同参画に関する基本理念を定め、男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進することを目的に、「霧島市男女共同参画推進条例」を平成 24 年 4 月 1 日に施行するなど、男女共同参画の推進に向けた様々な取組を積極的に展開しています。

これまでの取組により、男女共同参画に関する推進体制は整備されつつありますが、依然として、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく慣行等は根強く残っており、家庭、地域、職場などあらゆる場面において解決しなければならない課題が存在しています。

このような状況などを踏まえ、より効果的に施策を展開するために、平成 25 年度から 29 年度までを計画期間とする「霧島市男女共同参画計画（後期計画）」を策定するとともに、「霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画」と一体的に取り組んでいくこととしています。

本計画を推進し、実効性のあるものとするためには、行政と市民、事業者等の皆様が連携し、一体となった取組が必要ありますことから、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定に当たり、市民意識調査において貴重なご意見をいただいた市民の皆様をはじめ、熱心に御審議いただきました霧島市男女共同参画審議会の皆様方、関係各位に対しまして、心から感謝申し上げます。

平成 25 年 3 月

霧島市長 前田 終止

# 目 次

<b>第1章 計画策定の概要</b> ······	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の性格	
3 計画の期間	
<b>第2章 計画策定の背景</b> ······	3
1 世界の動き	
2 日本の動き	
3 鹿児島県の動き	
4 霧島市の動き	
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> ······	10
1 基本理念	
2 基本目標及び重点課題	
3 施策の体系	
<b>第4章 計画の内容</b>	
<b>基本目標Ⅰ 男女の人権が尊重される社会</b>	
<b>重点課題1 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶</b> ······	15
<b>重点課題2 生涯を通じた男女の健康の保持・増進</b> ······	23
<b>重点課題3 誰もが安心して暮らせる環境の整備</b> ······	29
<b>基本目標Ⅱ 制度や慣行について配慮する社会</b>	
<b>重点課題4 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識の改革</b> ······	38
<b>重点課題5 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進</b> ······	43
<b>基本目標Ⅲ 能力発揮の機会が平等である社会</b>	
<b>重点課題6 政策・方針決定過程への女性の参画の促進</b> ······	48
<b>重点課題7 就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保</b> ······	53
<b>基本目標Ⅳ 男女が互いに協力し合い責任を担うことができる社会</b>	
<b>重点課題8 仕事と生活の調和を図るために環境づくりの促進</b> ······	60
<b>重点課題9 男女共同参画の視点に立った地域づくり及び防災の推進</b> ······	65

## 第5章 計画の推進 ······ 69

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理

## 資料編 ······ 74

- 男女共同参画社会基本法
- 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
- 霧島市男女共同参画推進条例
- 霧島市男女共同参画推進連絡会議設置要綱
- 霧島市DV被害者支援庁内連絡調整会議設置要綱
- DV被害者の霧島市営住宅への入居に関する要綱